

競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会（第2回会合）議事録

1 日時 平成26年9月10日（水） 10時00分～12時00分

2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階大会議室

3 出席者

有村 治子 内閣府特命担当大臣

赤澤 亮正 内閣府副大臣

（研究会委員）

座長 岸井 大太郎 法政大学法学部教授

委員 青柳 由香 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

上村 達男 早稲田大学法学部・大学院法務研究科教授

大山 泰 株式会社フジテレビジョン報道局専任局次長兼
経済部編集委員兼解説委員

国谷 史朗 大江橋法律事務所代表社員（弁護士）

白石 忠志 東京大学大学院法学政治学研究科教授

富山 和彦 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO

（ヒアリング対象者）

鈴木 学 株式会社地域経済活性化支援機構常務取締役

田中 博敏 株式会社地域経済活性化支援機構専務執行役員企画調
整室長

西田 直樹 金融庁監督局審議官

石村 幸三 金融庁監督局総務課信用機構対応室長

（事務局）

公正取引委員会事務総局 松尾経済取引局長，杉山経済取引局総務課長，
片桐経済取引局調整課長

4 会議次第

（1）開会

（2）内閣府特命担当大臣挨拶

（3）内閣府副大臣挨拶

（4）株式会社地域経済活性化支援機構からのヒアリング

（5）金融庁からのヒアリング

（6）質疑応答

（7）閉会

5 議事録

○岸井座長 それでは、定刻より少し早いですけれども、皆さん全員おそろいですので、ただ今より、競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会、第2回会合を開催いたします。

開催に当たりまして、本研究会の主宰者である有村内閣府特命担当大臣から御挨拶を頂きましたと思います。

大臣、よろしくお願ひいたします。

○有村内閣府特命担当大臣 はい、座長。

皆様、おはようございます。このたび内閣府の特命担当大臣を拝命いたしました、参議院からの選出でございます、有村治子でございます。

岸井座長始め皆様におかれましては、朝早くから研究会に参画をしていただきましたこと、御礼を申し上げます。

この会は、稲田前大臣が組織されたものと理解をしております。その稲田前大臣のリーダーシップをたたえ、また、その趣旨に御賛同いただき、専門的な知見から、また感性をいかして、あるいは感覚をいかして、何がフェアかということをお議論いただく皆様の御貢献に心から敬意と感謝を申し上げます。そして、稲田前大臣の志をしっかりと受け継いで、皆様の議論に私も参画させていただきたいと思っております。

この研究会は、御案内のとおり、競争政策の観点から公的再生支援の在り方について検討を行うことを目的としております。先日、第1回があったと事務的には報告を頂いておりますけれども、欧米の制度的枠組みや公的再生支援が競争に与える影響等を、皆様の専門的な知見に基づいた^{かつ}闊達な御議論を頂いたと伺っております。率直なところ、まだ私は議事録を読ませていただいておりますが、非常に^{かつ}闊達な議論があったという事務的な報告は頂いており、私自身も、面白く、大事な課題だなと思っております。今日の議論を始めとしまして、本年末の中間取りまとめに向けて、議論を更に深めていただけるよう、お願い申し上げる次第でございます。

私自身、13年、国会に身を置いております。フェアであること、それから、誠実、堅実、実直であること、そして、勇気を持って行動することという、この3つを自らの行動指針にしてまいりました。できたか、できているかどうかということは甚だ恥ずかしいところも一杯ありますけれども、誰にとってフェアなのか、何が公平か、そして、主権者たる国民の皆さんの未来に向けて、どんな原理原則を残していけるかということをお冷徹に考えていただき、そして、国民の皆さんの知恵となる専門的な御教示を頂ければ大変に有り難いと存じております。

今日は私の陪席をしていただいております赤澤副大臣と、それから、今日は別の公務でちょっと先に入っているものですから、この席を外しておりますけれども、越智政務官がいらっしゃいます。2人とも私を補佐していただき、3人でしっかりやっていきたいと思っております。特に、皆様御案内のとおり、私は今回7つの所管を頂くことになりました。1つ1つ大臣が1人付いていたというような時代もあった大きな項目を7つ、特命で頂いておりますので、そういう意味では、今まで以上に効果的に働かなければいけないと思っております。そういう意味で

も、副大臣、政務官の中で、ベスト・アンド・ブライテストを付けていただいたということは、安倍内閣の御配慮、また国民の皆さんの御配慮を頂いたと思っています。そういう意味で、物理的に7つの球を何とか返していかなきゃいけない。この現実を率直に皆様に申し上げた上で、優秀な赤澤副大臣が私の隣にすぐ控えて、また、皆様のお話をしっかりと伺って、反映していきますので、共々に御仲間に入れていただいて、また一緒に、信用していただいて、良い仕事を日本の未来に残せば有り難いと思います。

就任に当たり、まずは御挨拶をさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

続きまして、赤澤内閣府副大臣から御挨拶を頂きたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○赤澤内閣府副大臣 おはようございます。9月4日に内閣府の副大臣を拝命しまして、公正取引委員会を担当することになりました、鳥取2区選出の当選3回の衆議院議員で赤澤亮正と申します。

今、有村大臣からお話があったとおりで、それに尽きておりますけれども、ちょっと御指名であるので、一言だけお話をさせていただきたいと思ひます。

改めて、大臣がおっしゃったことを繰り返しますが、競争政策と公的再生支援というものの関係というのは、我が国にとっては非常に重要な課題だと思ひます。特に党内でも、いまだにJALへの支援について、手放しでよかったという人もいれば、かかる状況に批判的な人もいるという状況でありまして、よく言えば議論百出、百家争鳴でありますけれども、端的に言って、党内の議論もかなりまちまちということでありまして。

見識の高い先生方に一定の方向を出していただければ、これに勝る心強いことはないということで、大変力のある有村大臣の下で働けること、私も大変うれしく思ひますし、有村大臣の指示をしっかりと受け止めて、今日欠席の越智政務官ともども、力を合わせてやっていきたいと思ひますので、どうか適切な方向性を出していただいて、導いていただければ大変有り難く思ふ次第でございます。

本年末に岸井座長の下で中間取りまとめという予定のようですので、それを大変楽しみにしておりますし、是非^{かつ}闊達な御議論をお願いしたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございました。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

ここで、有村大臣、赤澤副大臣におかれましては、公務のため、これで御退席となります。

また、報道関係者の方もここで御退席をお願いいたします。

○有村内閣府特命担当大臣 名残惜しゅうございますが、また御一緒させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○岸井座長 早速ですが、配布資料の確認と、本日の議事の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

○片桐調整課長 まず、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきます。一番上に会議の次第がございます。次に、資料1といたしまして、株式会社地域経済活性化支援機構から御提出のありました「地域経済活性化支援機構の再生支援業務について」と題する資料、続きまして、資料2といたしまして、金融庁から御提出のありました「競争政策と公的再生支援の在り方に関する研究会資料」と題する資料、以上になります。

次に、本日の議事の進め方でございますけれども、まず、株式会社地域経済活性化支援機構から、公的機関による再生支援の現状等について御説明を頂き、その後、質疑応答とします。次に、金融庁から、金融危機対応等の概要につきまして御説明いただきまして、質疑応答としたいということでございます。

以上でございます。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

次に、本日より御出席の委員を御紹介いたします。

まず、横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授、青柳由香委員です。よろしく申し上げます。

それから、株式会社経営共創基盤代表取締役CEO、富山和彦委員です。よろしく申し上げます。

青柳委員、富山委員におかれましては、本日よりお越しいただいておりますので、自己紹介をしていただければと存じます。

まずは、青柳委員から、よろしくお願いいたします。

○青柳委員 横浜国立大学の青柳と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。専門は経済法でございます。

前回は産休中でしたので、失礼をさせていただきました。本日より参加させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○岸井座長 次に富山委員、自己紹介、よろしくお願い申し上げます。

○富山委員 経営共創基盤の富山でございます。

私は産業再生機構のＣＯＯをやっていたものですから、元祖公的再生支援みたいところがあって、どちらかというところらに座った方が良いかなという感じも少々するわけですが、そういった実際の経験のところと、先ほど有村大臣からフェアネスという言葉がありましたが、経済法規におけるフェアネスというのはなかなか難しい概念でありまして、どうしても自分は経済人の方に本籍がございますので、経済的な、特に国民経済の発展という観点でフェアネスを追いかけ、どういうふうにいえるかどうかについて、むしろ貢献できればと存じます。よろしく願いいたします。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

なお、本日、松村敏弘委員は都合により御欠席でございます。

それでは、ヒアリングに移る前に、前回の会合で話した件について、簡単に確認をさせていただきたいと思えます。まず、第1回会合での議論を踏まえまして、本研究会でこれから検討していく対象について確認いたします。

1点目ですけれども、公的機関が関与せずに裁判所の手続により行われた会社更生法や民事再生法といった、いわゆる法的整理の事案についてであります。

これについては、前回の会合において、公的機関が関与せずに裁判所の手続で再生が行われた場合にも競争を歪めることがあるかもしれないが、それは本研究会で議論する公的再生支援ではないのではないかという意見や、公的機関による再生支援だけが行われる純粋型と、公的機関による再生支援と会社更生法等に基づく手続の両方が行われるハイブリッド型のようなもの場合もあり、純粋型だけでなく、ハイブリッド型についても議論の対象とすべきであるといった委員からの御意見がございました。

こうした御意見を踏まえまして、まず、公的機関が関与しない事業再生については、本研究会における議論の対象とはしないということにできればと思えます。ただし、公的機関による再生支援と会社更生法等に基づく手続が併せて行われるような場合は検討の対象とすると整理させていただきたいと思えますが、皆さん、よろしいでしょうか。前回の議論の半ば確認ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、そうさせていただきます。

それから、2点目ですけれども、これは私が申し上げたことですけれども、現在、我が国においては、国や地方公共団体、公的機関が、それぞれの政策目的達成のために事業者への支援を行っているところですが、このうち、地方公共団体による再生支援にまで対象を広げて検討するかということでもあります。地方公共団体が行う支援については、時間も限られていること

から、本研究会では国及び国が出資している公的機関が行う再生支援について検討の対象とし、地方公共団体のみによる再生支援は本研究会では取り上げないという整理でいいのではないかなと考えておりますが、これも、こういう形で進めさせてよろしいでしょうか。

それでは、そうさせていただきます。

では、前回の確認を以上とさせていただきますして、これからヒアリングに移りたいと思います。

○岸井座長 それではまず、株式会社地域経済活性化支援機構の皆様です。お忙しいところをお越しいたきまして、ありがとうございます。

お時間は、最初に20分間、御説明を頂いて、続いて30分間程度、質疑応答の時間を設けております。支援機構からのヒアリングの終了時刻は11時ちょうどとさせていただきますので、各委員の皆様、御協力をお願いいたします。

では、支援機構の鈴木学常務取締役、及び田中博敏専務執行役員企画調整室長、よろしくお願ひします。

○田中専務執行役員企画調整室長 地域経済活性化支援機構の田中と申します。よろしくお願ひします。

まず、私から機構の概要と、それから、事業再生を中心に全般の御説明をさせていただきます、後半に常務の鈴木から、更に詳しく御説明させていただきますと思います。

それでは、お手元の資料、お配りしていると思っておりますけれども、1枚めくっていただいて、まず、会社の概要でございますけれども、名称は、ここにありまして、地域経済活性化支援機構ということで、この名称は、平成25年の通常国会で改正されまして、企業再生支援機構から社名変更しました。設立としましては、平成21年10月14日ということになっております。資本金231億円、株主が預金保険機構等でございます。また、役職員数につきましては、平成26年9月1日現在で220名でございます。役員につきましては、ここにあるとおりでございますけれども、資料の1ページ目に※がございまして、地域経済活性化支援委員会の委員というのが、※がある5名ということになっております。委員長が松嶋委員長でございます。

さらに、組織体制でございますけれども、ここにありまして、株主総会、それから取締役会にありまして、先ほど御説明しました地域経済活性化支援委員会ということになりまして、それぞれの部署としましては、4つに分かれてございまして、プロフェッショナルオフィス、地域活性化オフィス、サポーティングオフィス、アドミニストレーションオフィスということになっております。

続きまして3ページ目、1枚めくっていただきまして、業務の概要ということでございます。

ここにありますとおり、一番右側に地域経済活性化支援機構の業務がございますけれども、基本的には①、②、③とございまして、前の企業再生支援機構のときには、①の直接の再生支援が中心でございますけれども、その後の法律改正等により、地域経済活性化支援機構になりました、②、③といった業務も増えている状況でございます。

一番右側の業務について御説明したいと思います。①直接の再生支援でございますが、支援決定期限としましては、平成30年3月末ということで、これは5年延長ということになっております。さらに、支援期間でございますけれども、5年以内に延長ということ。延長と書いてありますのは、元々は3年という支援期間を法律改正のときに3年から5年という形で、支援期間について延長している状況でございます。また、大企業について、支援対象事業者名を公表ということがございますが、これは、元々は原則公表でございますけれども、風評被害等を防ぐために、大企業について公表という形になっております。

さらに、②でございますが、地域の再生現場の強化ということで、ここにありますとおり、中小企業再生支援協議会、あるいは地域金融機関に対する専門家の派遣を通じまして連携を強化。また、下にありますとおり、事業再生子会社に対する専門家の派遣、出資・融資。さらには、事業再生ファンドに対する専門家の派遣、出資というのが②でございます。

さらに、③地域活性化に資する支援ということで、地域金融機関に対する専門家の派遣、地域活性化ファンドに対する専門家の派遣、出資ということで、再生、活性化、それぞれ②、③で、それぞれの支援をしています。

続きまして、4ポツでございますが、次のページが再生支援対象でございます。

(1)で、支援対象となり得る事業者でございますけれども、下にあります(2)の支援対象から除外される事業者を除く全ての事業者が対象でございます。業種につきましては、全ての業種でございますが、さらに、地域も全ての地域、会社形態も、株式会社だけでなく、持分会社、個人事業者、非営利法人も対象でございます。

(2)で、支援対象から除外される事業者とありますが、ここについて御説明させていただきます。

①大規模な事業者ということで、資本金(出資)額が5億円を超え、かつ、常時従業員が1,000人超の事業者、これを除外しているということでございます。その前の企業再生支援機構におきましては、支援対象の書き方としては、「過大な債務を負っている中堅事業者・中小企業者その他の事業者」となっておりまして、「その他の事業者」で大企業を読んでいたという

こととさせていただきます。ただ、平成24年の通常国会において、この大規模な事業者については除外することになっております。ただし、（注）にございますとおり、再生支援による事業の再生が図られなければ、当該事業者の業務のみならず地域における総合的な経済活動に著しい障害が生じ、地域経済の再建、地域の信用秩序の維持又は雇用の状況に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認める事業者については、支援対象となり得るといようなただし書が付いております。

さらに、②でございますが、地方の三公社につきましては除外されるということとさせていただきます。

また、ここにあります第三セクターについても、除外ということになっております。

続きまして次のページ、5ページ目、再生支援決定基準でございます。

この基準につきましては、まず、①有用な経営資源を有していること。

②過大な債務を負っていること。

③例えば、主要債権者との連名による申込みであること等、申込みに当たり事業再生の見込みがあると認められること。

さらに、④再生支援決定から5年以内に生産性向上基準及び財務健全化基準を満たすことということとさせていただきます。

それぞれ、生産性向上基準、財務健全化基準につきましては、（注1）、（注2）にありますとおりの基準になっております。

まず、生産性向上基準でございますが、自己資本当期純利益率が2%ポイント以上向上、b.有形固定資産回転率が5%以上向上、c.従業員1人当たりの付加価値額が6%以上向上、d.上記に相当する生産性の向上を示す他の指標の改善という形になっております。

また、財務健全化基準でございますけれども、有利子負債のキャッシュフローに対する比率が10倍以内ということ、それから、経常収入が経常支出を上回るということとさせていただきます。

なお、事業分野の特性、あるいは当該事業者の規模等を勘案し、上記の基準のうち一部について、その期間内に満たすことが見込まれないことについて合理的と認める特段の事情があると機構が認める場合は、これを硬直的に適用することはしないという形になっております。

さらに、⑤でございますが、機構が債権買取り、資金の貸付け、債務の保証又は出資を行う場合、支援決定から5年以内、債権又は株式等の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれることということとさせていただきます。

また、⑥でございますが、機構が出資を行う場合、これにつきましては、必要不可欠性、出資比率に応じたガバナンス発揮、スポンサー等の協調投資等の見込み、回収の見込み等を満たすことということでございます。

また、⑦労働組合等と話し合いを行う又は行う予定であることということでございます。

以上、私からの説明で、引き続き、常務の鈴木から説明したいと思います。

○鈴木常務取締役 地域経済活性化支援機構の常務取締役の鈴木です。

私からは、6ページ目、事業再生の流れというところから御説明差し上げます。ここは、現場で実際に事業再生の業務がどういうふうに行われているかということでございます。

まず、左側から時系列になっておりまして、最初の矢印のところですが、事前相談から始まります。

メインの金融機関等・事業者からの事前の相談。まず、ほとんどの場合は地域の主要な金融機関様から、匿名のこともあれば具体名のこともありますけれども、御相談がありますし、事業者から相談されることもまれにあります。

この段階で、非常に初期的な診断と申しますか、先ほど御説明差し上げました支援基準に照らして、機構が取り扱えるのかどうか、この事業者の個別具体的情報について簡単に初期的な診断を行って、前に進めそうだということになりますと、本格的な相談に入っていくということでございます。それが2番目のところです。

守秘義務契約は最初に結んでいることもありますけれども、この辺りで結ぶことも多いということです。そこから先はプレデューディリジェンスということで、後に申し上げますデューディリジェンスに入りますと、外部の業者を基本的に雇いますので、費用が掛かってしまうということがございまして、まず、社内のメンバーがデューディリジェンス、事業調査、財務調査、若しくは事業性の調査、これを行っていきます。事業者と面談することが多いですけれども、いろいろな資料を頂くということになります。

その中で一番重要なものとして、この企業の事業性、再生の見込みがあるかどうか、若しくは再生の意義があるかどうかをまず見ます。同時に、デューディリジェンスの中核的なところですが、財務状況ですね。実際の財務三表ではなくて、実体の財務状況の把握を行い、潜在債務がないかどうか、そういったことを、プレデューディリジェンスという社内のものですが、やっていきます。ここに、4番目に簡易分析とありますけれども、そこがプレデューディリジェンスの内容です。

そのプレデューディリジェンスの結果、企業の大体の再生の方向性をここで出します。後ほ

ど具体的な事例、少し御説明差し上げますけれども、例えば、最初から同業者にスポンサーとして引き受けていただいたり、場合によっては機構自ら、ハンズオンと申しますけれども、職員を派遣したり、出資、融資、金融機関から債権買取りをして、再生していくというような方向性、債権カットはどのぐらい必要か、そういう方向性をここで出します。

ここで方向性が出た段階で、主要金融機関と事業者に対して、こういう方向性の再生があり得るけれどもどうかということで、大体御納得を頂けた段階で、デューディリジェンスという真ん中から右側の段階に入っていきます。

ここでは、ここにオレンジ色で費用負担覚書と書いてありますけれども、デューディリジェンスは基本的には事業者のためにやるものですので、事業者負担という原則はありますが、中小企業の再生が多くございますので、中小企業にとっては、これでは費用が掛かり過ぎて使いにくいのではないかというお叱りを大分頂きました。そういう中で、今では、中小企業に関しましてはデューディリジェンス費用の9割を機構の負担で、お引き受けするというので、ここから先、機構の本体のコストが掛かっていくという段階になります。

アドバイザー選定というのは、例えば会計事務所、弁護士事務所、あとはコンサルタント、そういう外部の会社をデューディリジェンスの作業担当として選定して、実際、機構のプロジェクトチームと一緒にデューディリジェンスを実施していきます。

このデューディリジェンスの結果、出てきた事業の方向性、実体の実力と将来の方向性、そういうところを、デューディリジェンスの結果を踏まえて、この右から3つ目の事業再生計画の作成を行います。これは、事業者が本来自分で作るべきですし、実際、事業計画自体は事業者が作っていますけれども、再生における事業計画というのはなかなか事業者自身が作るのは難しいので、機構のプロジェクトチームのメンバーが詳細な部分を作成しております。

この事業再生計画を作成して、主に主要な金融機関、メインバンク、そして事業者が事業再生計画に合意をした段階で、機構に対して再生支援の申込みが正式になされます。

申込みがなされた後に、大体直後ですけれども、再生支援決定というものを機構が行っていく。再生支援決定を行いますと、その後、今度は非メインの金融機関に対して、この再生計画の合意をとっていく期間、これは、法律的には3か月以内ですけれども、大体2か月以内に、ほかの非メインの金融機関から事業再生計画の承諾、合意をとって、そして、全員合意が得られたら再生計画の成立という運びになります。

ちなみにですけれども、再生支援決定を行うのは、原則としては地域経済活性化支援委員会という、外部の取締役から構成される、事業再生に関する見識が高い専門家の先生方に構成さ

れる委員会によって行われます。

ただし、現行では、規模が小さかったり、又は企業再生税制を適用しないで済んだりするような案件、こういうものは機構内の経営会議を経て、代表取締役社長の決裁で支援決定を出すことができるようになっていきます。これは昨年3月から、そういう形でできるようになったということになっております。

次のページ、お願いします。次はまた話が変わりまして、企業再生支援機構からの再生支援実績ということになります。

再生支援決定数でございますが、まず左側、企業再生支援機構、ETICと書いてありますけれども、去年の3月以前の名称ですけれども、そこで28件。そして、去年の3月18日から今の地域経済活性化支援機構になっておりますけれども、こちらは19件ということになっておりまして、合計47件。8月末までの件数ですけれども、47件、支援決定を出させていただいております。うち、支援完了、すなわち、機構がもう既に支援に関わる必要はなくなったということの宣言ですが、この支援完了の件数は、ETIC時代のものが23件。ですから、まだ5件、ETIC時代の再生支援が継続中ということでございます。そして、地域経済活性化支援機構、いわゆるREVIC時代のものが6件ということで、支援完了の件数は合計29件ということになっております。

真ん中から下の円グラフのところでございますけれども、規模別でございます。円グラフに目を通していただきたいですけれども、中小企業者21社、44.7%ということになっております。次に多いのが医療法人・学校法人でございます。こちらが16社、16企業体と申しますか、34.0%ということになっております。その次に規模が大きい中堅事業者、つまり大規模事業者と中小企業者の間の事業者、これが8社で、17%。大規模事業者、これは、後ほど出てきますけれども、JAL、ウィルコム。つまり、機構は、1件目と2件目に大規模事業者を支援しておりますが、その他は、ほぼ中堅、中小、そして特殊な法人、こちらが支援対象になっていきます。

業種別でございますけれども、最も多いのが製造業。やはり電子部品などの下請の製造業が多いということになっております。16社全てが下請事業者ではないのですけれども、そういったことで件数が多くなってきている。また、機構の特色としては、病院、医療法人を扱っていることで、ここは1つの得意分野になっておりますけれども、それが14法人ということになります。あとはもう様々ですね。ここに書いてあるとおりでございます。

次のページですけれども、昨年できました官民ファンドガイドラインというのがございませ

て、日本にある、いわゆる官民ファンドと呼ばれているものに関する投資の規律を定めたガイドラインがございますけれども、そちらにいろいろな重要業績評価指標、いわゆるK P Iをやはり定めるべきだということで、そのガイドラインに従ってK P Iを定めているので、その御紹介でございます。

まず、機構の政策目的の定義ですけれども、地域における中小企業等に対する事業再生支援態勢を強化するとともに、事業転換や新事業及び地域活性化事業に対する支援を推進し、もって地域経済の活性化に貢献するというところでございます。

ファンド全体に関するK P Iですけれども、一番左は直接の再生支援を通じた地域への貢献、2番目が地域への知見・ノウハウの移転等を通じた事業再生・地域活性化支援と、3番目が中小企業等への重点支援の明確化、そして、4番目として機構全体の収益性確保ということをテーマに掲げまして、また、その小項目としてブレイクダウンされた項目がここに書いてあるとおりでございます。3番目の中小企業の事象者の割合を、病院・学校を含めて9割以上と定義しておりますが、これはつまり、余り大規模企業に事業再生支援ができないということです。法律上はできることになってはいますが、地域の中小・中堅企業への支援に注力しようというところなんです。そして、機構全体の収益性という面でいえば、トータルとして損失を出さないようにしよう。そういったところが明確化されているというところについては意義があると思っております。

次のページになりますけれども、これも特に読みませんが、企業再生支援機構からの支援実績ということになっております。企業再生支援機構の時代は公表しなければいけなかったということで、全て再生支援実績を、企業名を出して公表しています。ただ、昨年3月、地域経済活性化支援機構になってからは非公表が原則になりまして、実際に非公表の案件もございません。ですから、先ほど再生支援決定の件数で47件とありますが、このリストでは40件。つまり、逆に言いますと、7件、非公表案件があるということでございます。

11ページに進ませていただきます。ここから先は再生支援実績で、ここも読んでおきますと時間がなくなってしまうのでハイライトだけ申し上げます。

まず11ページ、1件目はJ A Lでございます。これは先生方も御案内のとおりでございますけれども、J A Lが経営不振に陥ったということで、このページの真ん中に機構の支援意義というのを各件について書いておりますけれども、J A Lに関してはこういった、社会インフラ、公共交通機関であるという公共性、ここを重視して支援をしたということでございます。再生スキームとしては、最も特殊なところは、会社更生法と機構法と、そういった2つの手続

を併用するスキームになっているところです。会社更生法の中で商取引債権は原則全額保護しながら金融機関との間で金融調整をして、そして機構も必要な出資をしていたということでございます。ここの下から3番目に企業再生支援機構の関与ということでございますけれども、会社更生の手続の中で、金融機関等債権者間の調整や金融機関からの債権買取り、そして、DIPファイナンス、いわゆる倒産手続に入った企業に対する融資の枠として6000億円を設定、そして出資は3000億円超ということでございます。出口は、これも御案内のとおり公開市場に上場するという形で、機構が出口を図ったということでございます。

次、12ページです。ウィルコムということで、これも大規模企業という位置付けでございます。真ん中辺りの機構の支援意義でございますけれども、やはりいろいろな必要不可欠な社会インフラ、高い公共性というところで、機構が支援を決定したということでございます。こちらも、やはり会社更生手続と併用して機構が支援を行ったということです。実際に法的整理手続である会社更生や民事再生と機構の支援が併用されたケースは、この最初の2件だけでございます。この件は、先ほどのJALと異なりまして、最初からスポンサーがおりました。アドバンテッジパートナーズの運営するファンドと、あとソフトバンクですね。こちらがスポンサーで、機構は金融調整をしたという位置付けでございます。詳細は、また後ほどお読みいただければと思います。

ここからちょっと軽くだけ触れていきますけれども、13ページ、会津乗合自動車、福島のバス会社です。バス会社は、なかなか地域では苦戦しているところが多いですけれども、御多分に漏れず、ここも財政的に不振だったということですが、機構の再生支援意義としては、地域の住民にとって必要なインフラでございます。こちらは、機構は、従来の株主にはお引きいただいて、100%減資をしまして、機構で株式を引き受けた。同時に、うつくしま未来ファンドという地元金融機関が出資しているファンドにも社債の引受けをしていただきまして、財政的に支え、そして経営人材も機構から派遣をして2年以上ですね、再生支援を行いまして、経営共創基盤様に譲渡をしたということで、出口を図りました。

14ページ、これは先ほど申しました機構の1つの得意分野ですが、病院ですね。福島の病院でございます。民間ですけれども、福島の市内では非常に中核的な病院ということで再生支援に乗り出したということでございます。ここも、簡単に申し上げれば、やはり3年近く、経営人材を送り、そして資金的な支援を行い、改築資金や、長期の資金も手当て・調整をし、実際にはメインバンクが行うファイナンスの調達のお手伝いをしたということでございます。こちらはもう既に再生支援を完了しておりまして、医療法人の場合は持分がありませんので、今、

銀行のほうでリファイナンスを行って、出口を図ったということでございます。

次、15ページですね。これは青森の八戸市の水産加工会社の事例です。具体的には、締め鯖等を作っております。これは3社同時に支援対象にしていますけれども、東日本大震災によって甚大な被害を受けたということで、売上げが低迷したということでございます。結論として、締め鯖というのは、八戸の発祥の食べ物らしくて、この会社も八戸市の中でも11%のシェアを持っているということで、倒産すると八戸市は大きなダメージを受けるということで、機構が支援に乗り出したということです。結論から申し上げますと、この3社を1社に統合しまして、また、生産設備、そして人材の統合を行いまして、同時に機構から出資を行う。ただ、マジョリティーをとるというよりは、吉田産業グループという地元の有力企業と共同出資を行いまして、吉田産業グループから社長を派遣していただいて、吉田産業グループとパートナーのような形で支援を行って、現在は、機構は支援を完了しております。吉田産業グループは引き続き親会社として業務を続けています。

次の16ページですけれども、今度は新潟県の印刷業になります。こちらの印刷業も、御多分に漏れず厳しいところが多いのですけれども、地元では非常に存在感がある企業ということで、やはり倒産してしまうと特に地域に対して大きな影響を与える。特に8割は県内事業者の仕入れ・外注先ですので、そこが潰れてしまうと仕事は無くなるし、雇用が無くなってしまうというところを重視しました。こちらも結論だけ申し上げますと、スキームの概要のとおり、島津印刷という同業者がスポンサーとなって、機構は、金融機関の債権者間調整を行い、こちらも既にスポンサーに譲渡して、支援を完了しております。

17ページ、今度は電子部品の受託製造業ですね。マリーナ電子という企業です。これは茨城県の企業ですけれども、同様の説明が続きますので、説明はもう割愛しますけれども、こちらもスポンサー型ということで、スキームの概要の図の下の方にピンク色であると思うのですけれども、キヤノン電子様に事業を引き受けていただき、機構としては金融機関の債権者間調整ということを行ったということございまして、現在は、もう既に支援を完了しております。

最後になります18ページ、寿工業ということで、これは、本社の登記は東京になっているのですけれども、実際は広島の実にあり、鉄鋼の製造と、船の関係のいろいろな設備を造っているということですが、こちらも経営不振に陥ったと。この会社はまだ現在支援中の会社でございます。スキームを申し上げますと、こちらはスポンサーがいなくて、機構で5億円の出資を行って、債権者から債権買取りを行って、丸抱えと申しますか、機構で人材も派遣をして、事業を再生していくということです。去年、支援決定をした案件で、現在も支援継続中ござい

ます。詳細はずっと似たような説明が続きますので、また詳細はお読みいただければと思います。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○岸井座長 御説明、どうもありがとうございました。

それでは、今伺いました御説明に関し、委員の皆様から御意見、御質問がございましたら、御自由に御発言をお願いいたします。どうぞ遠慮なく。

では、富山委員、どうぞ。

○富山委員 どうもありがとうございました。

最初に、「なぜローカル経済から日本は^{よみがえ}甦るのか」という本を書いたりしたのですが、引き続き皆さんに頑張ってもらいたいと思っているところです。その一方で、私自身、産業再生機構にいた者ですから、このテーマに関しては、産業再生機構の正確な実績について、41案件ありまして、そういう意味では、この問題に関して私、前科41犯でありまして、加えて、JAL案件にも半分関わって、41.5犯かな。

ちょっとその観点から幾つか御質問したいのですが、多分この競争歪曲の問題でいうと、再生支援決定基準の中の⑥ですかね。5ページ目の⑥のところ、多分これ、恐らく民業補完性の問題と競争歪曲の問題との観点から入っている決定基準だと理解しているというか、我々もこれをベースにやっていたので、そう理解しているのですが、この中で、要はどこまで競争歪曲の問題について意識をするかという部分です。実はここに書いてあること以外にも、産業再生機構のときは意識している問題があって、それが実は経営支配権をどう処理するかという問題でありまして、経営支配権について、少なくとも大型案件、産業構造的に寡占構造にあるものについては、これは例外なく経営支配権をオークションにかけるという原理原則を採っていました。要は、競争相手にも入札という市場原理的な手続に勝てば公的再生支援の果実を手に入れるチャンスを与えるという趣旨でやっていたのですが、結果論からいうと、そのおかげもあって、産業再生機構案件において、大型案件においても一切、実はJAL問題のような問題は惹起されていない。これは事実として、これだけたくさんやっていて、1回も問題が起きておりません。

その観点で、今更JALのことを問うても仕様が無いのですが、もし産業再生機構でこれを扱っていたらどうなっていたかということだけ、自分が責任者なので、一応申し上げておきます。もし産業再生機構でやっていけば、まず、最初に出資を入れるところで、産業再生機構の前半のときはリスクマネー収縮はあったので、産業再生機構自身がエクイティーを入れていま

すが、JAL案件のときにはリスクマネー収縮は起きていません。例えば全日本空輸は全く財務的に健全でありましたから、産業再生機構自身は出資に関してはバックアップスポンサーとなって、その上で経営支配権を出してくれる、その分のエクイティーを出してくれる、スポンサーをまず募集したと思います。

これは、産業再生機構案件でいうとミサワホームとか大京とかがその方式を採っていて、我々は債務調整と債権買取りだけをやって、エクイティーは一銭も出していません。ただ、もし誰も出なかった場合に産業再生機構がバックアップスポンサーになりますよというフォーマットを採っております。ミサワホームはトヨタホームを持っているトヨタグループがそのまま買収をして、大京はオリックスグループが買収したわけです。

この時点で、当然、競争政策上の企業結合の問題が出てくるわけで、それについてはもともと産業再生機構の守備範囲ではないので、その判断は専ら公正取引委員会に委ねるといって、政府、行政組織法上の役割分担を明確にやっております。しかしJAL案件では現実この方法は採っていないです。

それから、次にエグジット時。エグジット時において、このリストを見ていただければ分かりますように、純粹上場エグジットは一件もやっていません。ミヤノが唯一再上場しているのですが、実は再上場の前に同じようなオークション方式を採って、経営支配権についてはシチズンに渡しております。

要は何が言いたいかというところ、競争相手にもそういう機会を与えるということによって、とにかく結果として全くクレームが付いておりません。

この議論は、実は当時の産業再生機構の経営陣の何人かに私は投げかけています。当時の経営陣の答えは、JALに支援を行っている最中、あるいは支援を行う時期なのですが、彼らの私に対する答えは、ちょっと伝聞になってしまいますけれども、要は、再上場すれば民間の市場に戻っていくのだから問題はないではないかというのが彼らの答えだったのですが、これは、少なくとも競争政策上の観点からすると、実は全く理解が足りない議論でありまして、株式市場においても、一般株主が持つ株主権に関する経済価値的な評価、あるいは税法上の評価と、あるいは会社法上の評価と、あるいは証券、金融商品取引法上の評価と、経営支配権が関わる場合の法律上の扱いは全く違います。要は全然違う価値を、コントロールプレミアムを持ってしまうので、全く違う扱いをされています。当然、バリエーションにおいても、全くバリエーションのベースが変わってまいります。だから上場すれば株式を市場取引できるので競争歪曲が起きないというのは詭弁です。したがって、当然、競争上は意味合いが全く違うので、当時

の斉藤惇さんや私の判断としては、これは経営支配権をやっぱりオークションに掛けないと競争を歪めるとというのが我々の判断になりました。

ですので、要は、過去のことでなくて、もし今後、大型の寡占市場型の案件が、これは、一応大臣の認可があれば法律上できることになっているので、持ち込まれた場合にどのようなスキームを基本的な枠組みとしてやっていかれるのか、こういう議論をちゃんとしているかどうか。要は、何らかの競争歪曲の最小化、ないしはこのエグジットに関する経営支配権オプション、ある意味事後的な歪曲の治癒なのですが、そういった規律について、緊急的状况で大型案件をやってくれということになると思うので、その場合に何らかの基準なり枠組みなりを、現在のREVICの中で議論されたり、あるいは準備されたりしているかどうか。こういう質問でございます。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

論点が多岐にわたっておりますが、答えられる範囲で、よろしくお願いたします。

○鈴木常務取締役 ありがとうございます。正に富山先生がおっしゃったとおりの点、私も理解できます。

もしということございまして、なかなか機構できっちりとした大規模企業、特に寡占業界における支援の在り方又はエグジット方針、こういうものが例えば文書化されて、何か規程としてあるかないかということであれば、ありません。

ただし、これはもうちょっと個人的な見解もだんだん入ってきますけれども、JALがどうであったかというのは様々な評価もあるところでございますが、そこでなされた議論というのは、組織学習と申しますか、ちゃんと聞くべきところ、なるほどというところは恐らくたくさんございまして、それを真摯に受け止める姿勢は、今、組織で持っているはずで、ですので、JALがどうだったかということは私からは申し上げられませんけれども、今後のことに関しましては、当然、JALで起こった議論を踏まえまして、慎重な配慮を引き続きしていくということでございます。

当然、今の富山先生の話は大企業を中心とした議論ですけれども、中小企業に関しましては、これも明確な方針があるというわけではないのですが、なかなか中小企業の場合、オークションに適さないこともあります。先ほどのバス会社の事例はオークションだったですけれども、相対の場合もありますし、やはり金融機関の紹介等、その場その場で一番適切で、かつ、関係者はそれほど多くございませんので、関係者の納得が一番高いところをスポンサーとして選定するように、これはある意味確固とした方針としてやっております。

答えになっているか分かりませんが、以上でございます。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

○富山委員 ありがとうございます。

そういうお答えだろうと思うのですが、中小企業の場合、もともと産業構造が分散的であり、基本的には規模よりも密度の経済というものが動いているので、恐らく競争歪曲の問題はもともと深刻ではないと私も理解していて、やはりどちらかというと寡占構造市場の場合が多分この問題が惹起されると思っています。

ここからは、むしろ質問というよりはお願いですが、要は、割と緊急的な状況で来る場合が多いはずなので、やはり心構えが大事なので、願わくは、REVICは代表的な官民ファンドでありますから、何らかの枠組みなり議論の整理はしておいた方が良くと思いますし、それはやはりできるだけ外向けに「見える化」しておいた方が、再生支援を行う側の予測可能性が高まりますし、ある意味で世の中の誤解を防ぐことができますし、変な政治的圧力が働きにくくなりますので、老婆心ながら、自称前科41.5犯としては是非お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○岸井座長 どうもありがとうございます。

それでは、ほかの方、今の議論に関連した質問でもいいですし、別の質問でも構いません。

○上村委員 今の関連で。

○岸井座長 どうぞ、はい。

○上村委員 今おっしゃった大型の案件には、やはり重要な関心を持っております。

確かに普通、金融商品取引法の世界でやっているのは株式公開後の話ですが、非公開というのは、もう完全に公開の気持ちがない。これは、全く原理が違います。ところが、未公開は公開寸前の状況でして、これは公開後の論理が支配するべきものなのですね。ですから、そういう意味では、未公開というのは大変難しいのです。公開直前にいろいろな株の移動だとか、第三者割当とかいろいろ起きるので厳しい規制があります。

ところが、JALの場合は未公開の時期を完全に非公開として扱ったのではないかという感じがします。私は前から言っているのですけれども、未公開というのは公開後の論理が支配するので、例えば金融商品取引法でいえば、インサイダー取引にはならないかもしれないけれども、不公正取引の一般規定の適用はあると、私は昔からそう主張してきております。

もしそうだとしたら、これ、全然評価は違ってきてしまうわけです。今、富山委員がおっしゃったように、支配権が変わるということ自体が非常に問題ですけれども、そこに至るプロセ

すが、これは普通の未公開株の場合でも非常に不透明な状況なのですけれども、それが再生だということになりますと、今度は逆に、例えば規制当局も口を出しにくくなるとか、そういうことが起こり得るので、そこは理屈の立て方を、公開を前提にする場合には相当慎重に組み立てる必要があるのではないかと思います。今の関連ではそういう意見です。

○岸井座長 論点が多岐にわたっておりますので、お答えになれる範囲でお話しいただければと思います。

○田中専務執行役員企画調整室長 1点だけ。

○岸井座長 どうぞ。

○田中専務執行役員企画調整室長 すみません。富山委員からの先ほどのお話で、大型の案件が持ち込まれた場合の検討というお話がございましたけれども、1点だけ、繰り返しになりますけれども、強調したいのは、先ほど御説明しましたとおり、支援対象から除外される事業者について、明確に大規模な事業者を除くという形で法律が制定されていますので、そういう意味で、今ある当機構の位置付けとして、大規模ではなくて、やはり中小・中堅企業を中心に扱うということになっていまして、御存じのとおり、やはり最初の2件しか大規模事業者は扱っていませんので。そういった明確な位置付けをした上で支援をしていますので、我々が今回のこういう研究会で取り上げられた場合に、また我々が大規模事業者を扱うのかと世間に誤解を受けることを我々も懸念しておりまして、そういった意味で、それは検討も含めて、扱いは難しいなど。どちらかという、我々はやはり中小・中堅企業を今後もやっていくというのを、もっと強調したいというような立場でございますので、御理解を是非願いたいと思っています。

○富山委員 そういう意味では、世の中一般に公表するかはともかくとして、少なくとも申し上げたのは、そういうある種の基準、考え方なりを、当局の中ではやはり共有をしておくべきで、逆にそれが、割と安易に大企業を押し付けられるリスクをむしろ小さくすると思っているので、そういった観点からもそこはちゃんと固めておいたほうが良いのではないですかと、そういう意味でございます。

○岸井座長 では、今の点について、何かございますか。

○国谷委員 質問させていただいてよろしいですか。

○岸井座長 どうぞ。

○国谷委員 REVICとして大企業は原則的に扱わないというのがこのガイドラインの内容になっていると思うのですが、扱うことは非常に難しい、又はほとんどないというのが実務の

取扱いですか。

○鈴木常務取締役 はい、正に法的にはそのとおりです。もちろん論理的には、全くできない立て付けにはなっておりませんが、法的にここまで書かれているということで、我々としてもミッションとして、地域の経済の活性化というところと全く関係ないものを扱う場合には、どのようにそれを位置付けるべきかということに慎重であることは間違いありません。ですので、そういう位置付けで、経営陣含め全ての委員は考えておりますので、非常に安易にやるということは少なくともないというふうには断言できます。

○岸井座長 よろしいでしょうか。

○国谷委員 例外的には、受け付けることはゼロではないと私は理解していますが。

JALとウィルコムは例外だと私は聞かされました。

ですから、その辺の扱いは、基本的には変わっていないのかと思うのですが、より絞りが掛かってきたので難しくなっていると理解してよろしいですか。

○田中専務執行役員企画調整室長 そこはやはり法律上、このように規定されたというのは、今までの書き方「その他」では読めないようにしたという意味では、厳しくなったと我々も理解しております。

○国谷委員 それから、もう1点。いろいろな支援の仕方はあると思いますが、今扱われている案件の中で、お金を出さない調整型に止まるものと、お金を出すものと、どのような比率になっているのでしょうか。

○鈴木常務取締役 少々お待ちください。いい加減な印象で答えても意味がないでしょうから、後でお答えしてもよろしいでしょうか。計算すればすぐ出ますので。すみません。

○岸井座長 よろしいですか。

はい、大山委員、どうぞ。

○大山委員 大山と申します。

恐らくお答えしにくいことかなと思いつつ、率直に質問させていただくのですが、JALの再生のときには、私、メディアなので、いろいろな取材をしていたときには、銀行のトップから、政治家から、事前調整の段階でも、いろいろなことを、あえてアドバルーンのようにリークしたりとか、相当いろいろな圧力があつたのを取材で覚えています。多分、富山委員の方がもっといろんな事情に詳しいと思うのですが、今の安倍政権は地方再生・地方創生というのをうたって、これから地域の経済活性化を政権の大きな主眼にしていくという環境があります。それで、最初にある再生案件がREVICへ持ち込まれるときに、例えば地方銀行等

からの相談があると。これは、あるか、ないかだけでお聞かせいただきたいのですけれども、地域選出の政治家等から「あの会社、何とかしてくれ」といったことを内々に、地域の人脈を使って来ているといったことは今まであったのでしょうか。個別のことはいいのですけれども、その雰囲気だけ。率直な質問で申し訳ないのですけれども。

○鈴木常務取締役 我々が支援決定を行った案件で、政治家の先生から陳情を受けて支援決定を出したという件はございません。

○大山委員 相談の段階で、何かどうもそういう背景がありそうだとすることは今までにありますか。陳情的、情実的な案件持込みの匂いを感じるというようなことはございますか。

○鈴木常務取締役 私は、個人的には感じません。ただ、社長なりにこういう企業があるから話を聞いてやってくれという話はあるようですが、そのような話は現場には降りてきませんし、我々は事業者、そして金融機関とお話をして、実態を見てから支援するかどうか決めますので、プロジェクトチームにそれがダイレクトに影響を与えることは全くありません。遮断される仕組みを持っております。

○岸井座長 ということだそうです。

ほかにいかがですか、何か。

○上村委員 よろしいですか。

○岸井座長 どうぞ。

○上村委員 単純な質問です。今の件とは別ですけれども。

基本的によく分かっていないので教えていただきたいのですけれども、株主が預金保険機構ですね。その株主との関係はどういう形になっているでしょう。日頃、接点は全くないということですか。株主権が行使されることはあるのか。それが1つですね。

それから、バスのような関係は、私も実情は分からずに言っておりますけれども、基本的には自治体がやらなければならないようなことだとすると、それが救済されてしまったことによって、コマーシャルベースに乗ってしまって、いつかまた同じような経営不振になってしまうといったこと、つまり、税金を使って地方自治体がやるのが、本来公共的な仕事だから、それで良いのだといってやった方が、地域の住民にとっては良くて、なまじ救済してしまったために、後は全部コマーシャルベースになってしまうというような、そういう心配というのはないのだろうかということが2つ目の質問です。

○岸井座長 はい、どうぞ。

○鈴木常務取締役 1点目は、株主、預金保険機構を通じて、その裏に民間と官が入っている

わけですけれども、当社は株式会社でございますので、当然、株主総会を開かなければいけない。必要な株主総会の決議事項のときには必ず株主総会を開いて、預金保険機構に来ていただいて株主権を行使していただくこと、これは通常やっております。

余談かもしれませんが、そういう際には、日頃の我々の業務等を、懇談会という形で意見交換しております。普段何をやっているかというのを、当然いろいろな御報告はしているのですけれども。マネジメント間での交流というのも図っております。

2番目に関しましては、確かに難しい話ではございますけれども、私どもに御相談に来る段階でほかにより良い案があつて、例えば地方公共団体が倒産しそうなバス会社を引き受けるという案があれば、我々はもちろん出る幕がないのかもしれませんが。我々に支援依頼が来る段階では、そういったほかの手段が非常に限られているという段階で御相談に来ますので、その枠組みの中で我々が支援できるのか、できないのか。我々の実力でできるのか、また、支援すべきなのかという判断を行って、支援すべきだということであれば、先ほどのバス会社のように、人材派遣をしたり、出資をしたり、そして、中の業務改善を行い、また民間にお戻しすると。

民間にお戻しした後の破綻の懸念というのは、実際には、再生するために我々は支援しておりますので、当然、当面、何かよほどのことが起こらない限りは破綻するとは思っておりませんが、当然また経済原理の中で不振に陥る可能性というのは、それは否定はできませんけれども、それはほかの案件も全てそうでございますので、そこに関しては、一応市場事業性を持った状態に戻して、そして民間にお返しするというところでやっておりますので、そういった具体的な懸念をしているわけではございません。

○富山委員 今のところで。

○岸井座長 では、簡単に、はい。

○富山委員 産業再生機構でも地方バス買収案件をやっている上に、今の会社でもたくさんやっております。先ほどの会津乗合自動車は、実はうちが買収をしている。

中身についてちょっと詳しいので、若干補足させていただきますと、元々地方バス会社は、上村先生御懸念のとおり、純粋な経済原理では動かないので、制度的に中山間部の赤字路線に対しては路線ごとの赤字を補助金でみるという仕組みで、民間のバス会社も経営されています。それでも破綻をするということは、実はかなり経営に問題があるわけです。そういう制度があるにもかかわらず、実際今、日本全国の地方路線バス会社、半分が赤字になっています。

これが今度、完全公共になってしまいますと、今度はバスの運転手が公務員になってしまうので、むしろ実は税金の負担が重くなる場合の方が圧倒的に多いので、恐らく制度的には今の

仕組みは比較的良好にできた仕組みになっていると私は思います。

そうすると、問題は民間の事業者が経営した場合に、それをちゃんと黒字にできるかということなのですが、今、私どもの傘下で5社の地方バス会社を再生型で引き受けていまして、岩手、福島、福島の1つは地域経済活性化支援機構から買収したのですが、それから栃木、茨城で、特に岩手県は北部でやっていますので、最も過疎化が進んでいて、津波にやられている場所ですが、これは全部黒字で経営しております。

ですので、自分でいうのは何ですけれども、ちゃんとしたところに渡せば、実は今の制度というのは成り立つような仕組みになっているというのが私の理解です。

○岸井座長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

それでは最後に。最初に富山委員がおっしゃったことがあるのですが、地域経済活性化支援機構の支援基準の中に、公正かつ自由な競争という言葉がありますが、実際にこれは、具体的にどのように考慮されているかというのを、具体的な例でも構いませんし、あるいは、こういう例があるとか、こういう例がないとかでも構いませんし、もし何かお話いただければ。あるいは、実際に書いてあるけれども、直接は特に考えていないとかというようなことでも構わないのですけれども、その辺の実際のお話しになれる範囲で、お聞きできたらと思うのですけれども。

○鈴木常務取締役 そういう例があったかどうか、詳細は用意をしておりますが、当然、我々としては競争関係を歪めるというおそれがある場合に、それを配慮しないということはありません。ただ、私は去年から取締役になっておりますけれども、ほとんどの対象が中小企業でございまして、余りそこがメインの 이슈になったという記憶はございません。

○岸井座長 はい、分かりました。どうもありがとうございます。

○鈴木常務取締役 ただ、何かあったら、別途お答えすることとします。

○岸井座長 はい、どうもありがとうございます。

ほかにいかがですか。

それでは、時間になりましたので、この辺りということにさせていただきます。本日は御協力いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

(説明者交代)

○岸井座長 それでは次に、金融庁の西田直樹監督局審議官及び石村幸三監督局総務課信用機構対応室長にお願いをいたします。どうぞよろしくお願いたします。

○西田審議官 金融庁監督局審議官の西田でございます。今日はよろしく願いいたします。

では、着席して御説明をさせていただきます。

お手元に「金融庁」と題しました資料をお配りしております。ちょっと分厚い資料でございますが、できるだけポイントを絞ってお話をさせていただきたいと思っております。

それでは、今日は金融機関の再生支援に関連いたしまして、金融危機対応措置の枠組み、手続、プロセスにつきまして、これまでの実績として、資本増強支援を行ったりりそな銀行、そして、一時国有化として再生支援を行った足利銀行の例がございますので、これを使用して、この枠組みも含めて御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず1ページ目をお開きいただきたいと思います。1ページ目は、危機対応措置の全体像について、簡単に整理をしたものでございます。

左の方から御覧いただきたいと思いますのですが、金融機関が過少資本に陥ったり債務超過になったりするといったときに、システムック・リスクのおそれがあると認められる場合には、金融危機対応会議が開催されまして、そこで、その措置の必要性の認定という行為が行われます。過少資本になった金融機関については、第1号措置という資本増強措置の必要性の認定。これは例として、りそな銀行が既にあるということでございます。そして、下の方に債務超過になった場合、この場合は破綻処理に移行するというところでございまして、これには第2号措置と第3号措置がございます。第2号措置は特別資金援助という枠組みでございまして、金融整理管財人を派遣して管理をするという処理。もう1つは、一番下の第3号措置ということで、特別危機管理ということで、いわゆる一時国有化の措置ということでございます。これに、足利銀行が該当したということでございます。この第2号措置、第3号措置につきましては、通常の業務を行いながら、最終的に預金保険機構から資金援助を行いながら受皿に移行させるといった枠組みが定められているわけでございます。

2ページ目には、預金保険法第102条の条文を抜粋させていただいております。

簡単に御紹介しますと、内閣総理大臣が、下に書いてありますような第1号から第3号に定めるような措置が講ぜられないときは、我が国又は金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときには、金融危機対応会議の議を経て、この措置の必要性の認定を行うことができるという規定がございます。

そして、下の方に第4項がございますが、第3号措置、いわゆる一時国有化の認定というのは、第2号措置によってはシステムック・リスクの支障を回避することができないと認められる場合でなければ行うことができないということで、よりシステムック・リスクの大きさがこ

ここで判断されるということになっているわけでございます。

それでは、3ページ目をお開きいただきたいと思います。まずは、りそな銀行につきまして、簡単に経緯を概観した後、それぞれの各手続、プロセスについて御説明を加えさせていただきたいと思っています。

まず、りそな銀行の経緯でございますが、りそな銀行が平成15年3月期決算で過少資本になるということが見込まれるという状況になりました。それを受けて、5月17日に金融危機対応会議が開催され、その議を経て資本増強の必要性の認定が行われました。それを受けて、5月30日に、りそな銀行から資本増強の申込みと併せて経営健全化計画が提出されたわけでございます。それを国で審査の上、6月10日に資本増強の決定、そして経営健全化計画の公表という行為を行ったところであります。その後、りそな銀行、りそなホールディングスにおきまして、それぞれ株主総会を開いて、減資の手続、あるいは委員会等設置会社に移行する手続、新経営陣の選任という行為をやっていただいて、それが完了したところで6月30日に預金保険機構がりそな銀行株式を引き受けております。ここで総額1兆9600億円の公的資本増強を行ったところでございます。その後、8月に入りまして、りそなホールディングスとりそな銀行で株式交換を行いまして、そこで預金保険機構がりそなホールディングスの大株主ということになったわけでありまして、その後、11月14日には、6月に選任された新しい経営陣の下で当初出された経営健全化計画を抜本的に見直しまして、新しい計画をここからスタートさせたということでございます。その後、この経営健全化計画というのは原則として4年間の計画になっていまして、2年を経過する時期に新しい計画を作り直していき、それを審査していくという手続で進めてきております。そして、約11年後の今年の7月30日に、りそなホールディングスが預金保険法に基づく資本増強に係る公的資金を完済したというプロセスでございます。

以下、個々具体的なところでポイントを御説明します。

まず、4ページ目でございます。ここには平成15年5月の金融危機対応会議の答申というものがございます。簡単に下線を引いたところを紹介させていただきますと、りそな銀行については、平成15年3月期決算における自己資本比率が2%程度に低下するということになり、このような事態を放置すれば、預金保険法102条第1項に規定している、信用秩序の維持に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認められる。したがって、りそな銀行については、先ほどの預金保険法第102条第1項第1号に定める措置を講ずる必要があると判断する。こういった答申をこの会議から頂いたところであります。

5 ページ目に参りまして、預金保険法第105条におきましては、預金保険機構は、第1号措置の認定を受けた金融機関から、いわゆる資本増強の申込みを受けたときには、内閣総理大臣、これは全て金融庁長官に委任されておりますので、金融庁長官に対して、金融機関と連名で資本増強を行うかどうかの決定という行為を求めてくるということでございます。そして、この金融機関は、併せて金融庁長官に対して経営健全化計画を提出してくるということでございます。そして、金融庁長官は、下の①及び②に掲げられている要件に該当する場合に限り、第1号措置を行う旨の決定を行うという手続になっております。

それで、下の方に書いてございますが、この預金保険法第105条の規定に基づきまして、りそな銀行から資本増強の申込み、経営健全化計画の提出を受けて、資本増強の決定を行いました。このときの資本増強の規模が1兆9600億円でありまして、これによって、国の議決権割合が70%超となったわけでございます。そして併せて、同日、経営健全化計画の公表を行っております。

それでは、6 ページ目でございますが、これは経営健全化計画の骨子でございます。詳細は御説明を省かせていただきますが、2つ計画が載っております。1つは平成15年6月公表の計画ということで、これは資本増強の申込みのときに併せて提出していただいた計画でございます。そして、平成15年11月公表というのは、新しい経営陣の下でもう一回練り直して作っていただいた計画というものでございます。それで、これにつきましては、半期ごとに当局に報告させ、公表するという行為で、フォローアップを行ってきているということでございます。

7 ページ目には、御参考までに、この計画の履行状況を付けております。これは、預金保険法第108条第2項に基づいて、計画の履行状況について半期ごとに報告を求めて、公表してきているということでございます。数字は、平成15年3月期の損益と、平成26年3月期、足元の数値を参考までに掲載しております。

以上がりそなホールディングスの関係でございまして、預金保険法に基づいて資本増強を行った公的資金については、本年7月に全額完済していただいているという状況に至っているということでございます。

次に、8 ページ目以降で、国有化をいたしました足利銀行について概要を御説明したいと思います。まず、8 ページと9 ページを使いまして簡単に経緯を説明した後、先ほどのように、各手続、プロセスについて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、8 ページ目を御覧ください。足利銀行は、平成15年9月期決算におきまして、債務超過となる旨の報告を当局に行い、それと併せて、破綻の申出を行ってまいりました。それを

受けて、金融危機対応会議が開催され、その議を経て、第3号措置の必要性の認定と、特別危機管理開始決定、一時国有化の開始の決定が行われました。そして、12月1日に、開始決定が行われた旨を官報公告いたしまして、この時点で預金保険機構が足利銀行の全株式を取得すると、一時国有化をするということになります。その後、国有化した足利銀行において、頭取以下、新しい役員を選任し、12月25日には新経営陣が発足します。当然、この段階で旧経営陣には御退任を頂いているということでございます。

そして、翌年の平成16年2月に、まずは経営の基本方針となる経営に関する計画というものを策定し、公表していただいております。6月11日には、平成16年3月期の貸借対照表、損益計算書をしっかり完成させた上で、それをスタート台にした収益計画を含む詳細な計画ということで、経営に関する計画を作っていただき、それを公表していただいております。以降、この計画については、半期ごとに履行状況を当局に報告し、公表するというところで、我々がフォローアップをしてきているということでございます。そして、足利銀行は、同月に株主総会で、委員会等設置会社に移行いたしました。

それで、平成17年のところを御覧いただきたいのですが、この一時国有化は破綻処理でございますので、旧経営陣等に対する経営責任の追及の義務が課されております。したがって、足利銀行の新経営陣は、内部調査を行いながら、平成17年の2月と9月に、元会長、頭取を含む旧経営陣に対する民事提訴と、旧監査役、旧会計監査人に対する民事訴訟を行ってきているところでございます。

9ページ目をお開きいただきたいと思っております。9ページ目は、特別危機管理、一時国有化の終了に向けた受皿選定の説明になります。

平成18年9月に、足利銀行の受皿について具体的な検討を開始するという公表をさせていただきました。その後、11月2日には、足利銀行の受皿候補の公募を行いました。

そして、翌年の平成19年1月には、第一次審査を通過した受皿候補に対して、事業計画を作って出してくださいという要請を行いました。そして、9月21日には、この第二次審査を通過した受皿候補に対して、今度は、受皿、譲受けの条件というものを提出してくださいという要請を行いました。

そして、平成20年3月14日に、足利銀行の受皿を決定、公表したところでございます。その後、4月には、足利銀行の株式の譲渡に係る株式売買契約書の締結をし、公表してございまして、それで7月1日、足利ホールディングスが預金保険機構から足利銀行の株式を全株譲り受けて、ここで一時国有化が終了しております。

その後、破綻から10年目となる昨年の12月に、足利ホールディングスが東証1部に上場ということになっています。

以下、それぞれポイントになる項目を御説明したいと思います。

まず、10ページ目でございますが、先ほどのりそなホールディングスと同様ですが、金融危機対応会議の答申でございます。この下線のところでございますが、まず、最初の3段は、債務超過となる旨の報告があり、併せて、破綻の申出が足利銀行からあったという事実が書かれております。そして、次のパラグラフですが、足利銀行は栃木県を中心とする地域に多数の預金者と中小企業者等の取引先を抱えているということから、この預金保険法第102条の措置を講じなければ、金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるとされております。その上で更に、足利銀行の規模、あるいは栃木県における融資比率が極めて高率であるということをつまえて、現在の金融環境の下で、地域において足利銀行が果たしている金融機能の維持が必要不可欠であるということなど、総合的に勘案すれば、先ほどの第2号措置によっては預金保険法第102条第1項の支障を回避することができないということで、この第3号措置、一時国有化の措置の必要性の認定を行う必要があると判断したということが、ここに書かれております。そして同日、一番下でございますように、第3号措置の必要性の認定と併せて、特別危機管理開始決定が行われたところでございます。

11ページ目でございます。

まず、上の段でございますが、預金保険法第112条におきましては、この開始決定の官報公告を行った場合には、足利銀行の株式は、この公告のあった日に預金保険機構が取得するという条文になっております。これを受けて、12月1日に官報公告をし、その時点で預金保険機構は足利銀行の全株を取得しております。ここで実際の国有化が始まるということでございます。

そして、預金保険法第114条では、預金保険機構は、これは会社法の規定にかかわらず、金融庁長官の指名に基づいて、特別危機管理銀行の取締役・監査役等を選任することができるという規定がございます。この規定を受けて、12月に、預金保険機構は金融庁長官の指名に基づいて足利銀行の新経営陣を選任し、この時点で破綻時の旧経営陣は全員御退任いただいているということで、ここで初めて新しい経営陣、体制が固まったということでございます。

それで、12ページ目でございますが、預金保険法第115条では、この下線に書いてありますように、金融庁長官は、この特別危機管理銀行に対して、経営に関する計画の作成及び提出等

の命令をすることができるという規定がございます。この規定を使いまして、足利銀行から計画を提出していただき、公表しております。

下に2つ枠がございますが、1つは、まずスタートした最初の経営方針を示して地域に安心感を与えようということで、平成16年2月に最初の計画を公表しておりますが、これは骨太な基本方針でございます。そして、平成16年6月には、3月期決算を踏まえた詳細な収益計画も併せて作っていただいて、ここで、より具体的な経営計画を出していただいたところがございます。以降、この計画については、一番下でございますように、半期ごとに報告を求め、対外的にも公表するというので、フォローアップを行ってきているというところがございます。

13ページ目は、御参考までに、経営に関する計画の4期分と、国有化の終了の直前の平成20年3月期の決算の状況というものを付けさせていただいているところがございます。

それでは、14ページ目をお開きいただきたいと思います。14ページ目は預金保険法第116条の説明でございまして、ここで旧経営陣に対する責任追及というものが義務付けられているわけがございます。この規定を踏まえまして、足利銀行は、弁護士・公認会計士に入っていた内部調査委員会を立ち上げて、そこで調査を続けてまいりまして、その調査結果に基づいて、下に書いてございますような、旧経営陣及び旧会計監査人に対する損害賠償請求を行っており、これは全て今完了しているという状況でございます。

それでは、最後のフェーズでございます。この特別危機管理の終了に向けての対応ということで、15ページ目をお開きいただきたいと思います。15ページ目には、預金保険法第120条の概要を掲載させていただいております。

金融庁長官は、できる限り早期に、預金保険機構又は特別危機管理銀行に合併、事業譲渡、株式譲渡等の措置を講じさせることによって、第3号措置を終えるものとする、こういった規定が設けられております。

この規定を踏まえまして、平成18年9月に、当庁として、足利銀行の受皿について具体的な検討を開始しますという公表をさせていただきました。その際、我々が今後検討するに当たっての基本的な審査基準というものも併せて公表をさせていただいております。この大きな柱は3つあります。

1つ目は、金融機関としての持続可能性ということでございまして、これは今後の、後ほど説明する各段階でも共通するものでございますので、読みながら御説明させていただきますが、地域の中核的な金融機関として、適切なガバナンスを確立し、財務の健全性とそれを維持でき

る収益性を確保することによって、金融仲介機能を持続可能な形で発揮できること。

2つ目は、地域における金融仲介機能の発揮ということでございまして、栃木県を中心とする地域において、利用者の信頼を確立して、中小企業金融の円滑化に積極的に取り組むとともに、それを通じて地域の再生・活性化に持続的に貢献できることということでございます。

そして3つ目は、破綻処理で必ず付いているものでございますが、公的負担の極小化という点でございます。受皿への移行に際して、預金保険機構による資金援助（金銭贈与）が実施されることになるわけですけれども、足利銀行の将来にわたる企業価値が適正に評価されることによって、全体としての公的負担をできる限り小さくすること。

こういった3つの基本的な審査基準に基づいて、以下、受皿候補の審査を続けてきたところでございます。

16ページ目でございます。受皿選定につきましては3段階で進めてまいりました。第1段階は、ここに書いてございますように、下に書いてある内容の、受皿に求める基本的な条件というものを公表・提示をいたしまして、受皿候補を公募いたしました。この時点で8者からの応募があったということです。そして、この応募書類審査を行った結果、受皿候補の有資格者というものが選定されました。ここで7者ということになります。

17ページ目でございますが、第2段階ということでございまして、第1次審査を通過した先ほどの7つの受皿候補に対しまして、事業計画書に盛り込むべき項目というものを提示いたしまして、事業計画書を提出するよう要請いたしました。この事業計画書に盛り込む項目は、御参考までに、次のページにお付けしております。そして、出てきた計画というものを、この以下の評価項目の項目ごとに審査をして、受皿候補を2者に絞り込んだということでございます。

そして、19ページ目をお開きいただきたいと思います。ここが最終段階でございまして、まず、第2次審査を通過した2つの受皿候補に対して、足利銀行の企業価値を評価した上で、譲受条件等を提示するとともに、事業計画書に必要な改訂を行った上で提出するよう要請いたしました。そして当庁で審査を行い譲受条件、改訂された事業計画書の審査を行った上で、平成20年3月14日に足利銀行の受皿を選定いたしました。具体的には、野村フィナンシャル・パートナーズとネクスト・キャピタル・パートナーズを中心に構成される企業連合が新しく作る持株会社が、受皿となるということになったわけです。

その時点で株式の譲渡代金、足利銀行の株を渡す代金が1200億円、それから足利銀行に増資をしていただく、あくまでも金銭贈与に入れるのは債務超過を解消するまででございますの

で、足利銀行が永続的に業務をやるためには資本が必要ですので、1600億円の増資を足利ホールディングスが引き受けているところであります。そして債務超過を消すために預金保険機構から足利銀行に金銭贈与を2563億円投入しております。預金は全額結果として保護されているわけですが、いわゆる公的資金、税金を使わずに、金融機関から集めた保険料の中で処理をすることができたということでございます。

そして最後の20ページ目でございます。これは国有化の終了に向けた対応ということで、まず足利銀行の受皿に選ばれたところが作った事業計画がしっかりと履行されて、栃木県を中心とする地域で金融仲介機能を適切に発揮するというのと、健全な業務運営を確保するということを目指すために、株式売買契約書におきまして株式の上場までの間の買い主としての義務というものを定めております。1つは事業計画を適切かつ確実に実行していくということ、そしてこの事業計画とその履行状況というものを半期ごとに公表していく、そして事業計画の変更が生じる必要性が出てきた場合には金融庁の同意を得て変更する、そして足利銀行の株式の譲渡、株式の発行、合併等については、金融庁の同意を得て行ってもらおうと、こういった条件を付しました。

そして足利銀行に対する銀行持株会社の認可というところにおいても同様の条件を付させていただき、国有化脱却後、金融庁は民間金融機関となりました足利ホールディングスの事業計画の履行状況というものを、半期ごとにフォローアップしてきたところでございます。先ほど申しましたように昨年12月に約10年ぶりに上場ということになりましたので、そこでこの義務が消えたと、通常の金融庁の監督というものに戻ったということでございます。

以上、御説明終わります。

○岸井座長 御説明どうもありがとうございました。

それでは、今伺いました御説明に関し、委員の皆様から御意見、御質問がありましたら御自由に御発言をお願いいたします。どうでしょうか。

富山委員、いかがでしょうか。

○富山委員 御説明ありがとうございました。

この辺は1号措置から3号措置まで当時は一緒にやっていた立場なので、まだまだ懐かしく思い出しながら、何とか乗り越えてよかったなと改めて思った次第ですが、質問が2つあります。

1つは、主にりそなの関連、1号措置に関連するところですが、全般に3号措置もそうですが、説明の中にありましたように、この状況は何らか潜在的なシステムック・リスクがあるわ

けで、それを顕在化させないためにどうしましょうかという話だと理解しています。そうしますと、言いかえれば重篤な市場の失敗が起きている状況、あるいは起きかかっている状況になりますので、特に1号措置的なものというのは多分それがなかりせばそんなことにはなっていないという事案なので、こういう措置になっていると理解しています。そういう意味合いで言うと、本質的には競争歪曲云々というのはある意味なくて、要はそういうことがなければ本来の状況に多分復旧するということでしょうか、というのが多分趣旨だろうかと私は考えているのですが、その辺金融庁としてはどういう整理をされているのか、ある種復元作業にすぎないといえすぎないので、市場の失敗なので、という理解なのですが、その辺どのようにお考えかということが1点。

それからもう1点、3号措置、足利銀行についてはこれは完全に一時国有化をしているわけですが、元々こういうケースというのは、金融機関自体に相当経営的にも問題があったケースだと思います。したがって責任追及でもめているわけですが、この際にこれは多分法律の立て付け上そうなっているのかなと伺っていて思ったのですが、これは金融庁の下で、要するに預金保険機構の下で再上場という形にはなっていないくてできるだけ早い段階で、債権をオークションして受皿を選定したりとかする。

これは法律上の要件、あるいは法律の立法趣旨に関する質問ですが、私は、こういう政府部門が株式を持った、支配権を持ったケースというのは、より早期回復かつ確実に損失なく政府関与を終わらせるためには、下手に再上場を目指さないで、できるだけ早く受皿に渡すのが正しい判断だと思っていますし、あるいは競争歪曲の問題は、むしろ例えば潜在的な競争相手もここで手を挙げられるわけで、どこが手を挙げたか私も一応知っていますが、その後余り文句が出ていないというのは、こういう手続を踏んでそういったところにもチャンスが与えられたからではないかと理解しています。その辺のこういう受皿選定方式になっている、あるいはこういった形を採って、入札で民間のファンドが勝って、その後でファンドの方でこれは再上場したのですね。

○西田審議官 ファンドに持株会社を作ってください。

○富山委員 持株会社の方が後々、だからむしろ民間ベースでされている。

○西田審議官 そうです。

○富山委員 政府関与はその手前のところで終わらせるということですが、その辺はどういう背景的なものを考えられたのかということをお教えしてほしいと思います。

○西田審議官 ちょっと難しい質問もありますけれども、私なりの考え方、私は実は足利銀行

を入口から出口まで担当したものですから、その経験を踏まえてお話をしたいと思います。

まず預金保険法第102条のシステミック・リスクをどう解釈するかと、これは国会でもこの法案の審議のときに、どういう場合がシステミック・リスクに当たるのかということについていろいろな御議論がありました。これは、その都度その都度に金融危機対応会議において俊敏な弾力的な判断ができるような規定になっていますが、例えばどこかの金融機関が破綻したときに、ほかの金融機関の連鎖的な破綻が発生するおそれはないかとか、あるいはその金融機関が破綻したことによって他の金融機関の資金繰りが逼迫^{ひっ}するような状況はないか、あるいはその金融機関が破綻したことによって、大規模な貸出抑制とか資産圧縮する動きが出てシステムに大きな影響を与えないか、それが地域経済に影響を与えないか、そういったような場合が考えられるところです。

そういった場合で足利銀行もりそな銀行も規模や取引先の数ということを考えると、当時の15年の経済環境、金融環境を踏まえれば、これをそのまま放置すれば信用不安が起ころうという蓋然性が高いという判断で、そういったものが起ころう手前で未然防止をしようということで、金融危機対応会議の議を経てその答申を頂いて処理に入ったということだと自分は理解しています。

それで2点目の受皿への譲渡ですが、法律上は渡す行為として合併という方式と事業の譲渡という方式と株式の譲渡、あとは会社の吸収分割や新設分割も技術的に入っているのですが、基本的に上場は恐らく想定されていないのだらうと思います。それは恐らく、国有化した足利銀行がしっかりとした金融仲介機能を発揮し、地域のためにその利便性を確保できるということを確認するためには、受皿となったところが監督当局の認可に服していただいて、監督に入っていた方がいいのだらうという考え方があったのではないかと、だから合併も事業譲渡も当庁の認可を得て新しい主体に移し替えて、新しいガバナンスの下でやりますし、株式譲渡も今回は持株会社という方式を採りましたので、銀行持株会社は金融庁の監督対象になってきますので、我々もしっかりと監督ができる体系に入っていて受皿に渡すと、そういった考え方があったのかなという感じはいたします。したがって、法律上上場というものが恐らく入っていないのかなと思います。具体的に限定列挙されているということだと思います。

○大山委員 この研究会では、いわゆる公的再生支援が入ったときに競争環境を歪めるか歪めないかという点が重要であるので、ちょっとお聞きしたいのですが、特に足利銀行の場合、りそな銀行もそうですけれども、この手のものはきちっとした根拠法があって、監督官庁における一時国有化の下でのきちっとした枠組みの制度もあって、監督官庁もきちっとグリップして

いて、そういう中で経営計画をきちっと出させてそれをチェックしてということをやっていたわけですね。

例えばこの間に金利競争とか地元への貸出競争とかで、公的資金を受けていた銀行が、例えば地域の信金とか信組よりも何か著しく有利になる、金融市場で、多分資金需要もこの間ずっとなかなか爆発的にはなかった時代が来ていたわけですから、一時的に再生支援が金融の現場で有利になるとかそういう状況というのはあったのでしょうか。

○西田審議官 私が実際に体験した感じからすると、基本的にはなかったと思っています。それはまず、りそな銀行は恐らく全国展開しているのでそういうことは起こり得ないのですが、足利銀行は栃木県で事業を行っています。足利銀行はやはり破綻処理でしたので、10ページ目の資料の下に参考までに書かせていただいています。足利銀行が破綻した時点で預金が5兆円の規模の銀行で、栃木県のシェアが約5割と、それで貸出金が4兆円ということで、これも大体5割のシェアと、これが破綻して実際に受皿に渡す手前でどうなっていたかということ、このシェアは大体10%ぐらい落ちています。やはり破綻ということで預金者、取引先が減ったということと、もう1つは足利銀行の場合は、不良債権をしっかりと処理しないといけないということで事業再生をする、そこで債権放棄をしっかりとやる、あるいは整理回収機構、いわゆるRCCに不良債権を売却するというので、当然債権の残高が減りますから収益力は一旦落ちるわけです。そういうことがあるということと、やはり預金者の信頼が落ちたということで、国有化で何をやったかといいますと、要するに今まで信頼が落ちて離れていったお客を取り戻して取引先の復元を図ろうということで、当時の池田新頭取がそれを大きな柱にして取り組んできました。

そういう意味で結果として何か競争を歪めたとかそういったことは自分は感じていませんし、逆に新しい経営陣は、そこはやはり今おっしゃったような観点も十分大事ですから、そういう不適切な業務運営にならないように、そこは意を用いてやっていただいたのではないかと思います。

○富山委員 補足していいですか。これも当事者だったので横から証言すると、その辺の経緯は現場サイドとして私どもは知っていますが、今、西田審議官がおっしゃったように、当時の金融庁の監督もありましたし、それから池田頭取も今おっしゃったようになりかなり明確にそういう方針を出されていて、実は実際の貸出残高に関して一旦非常に収縮的な、要は厳しく査定をしてお金を引き上げる形の方針を採っています。そういう意味でいうとRCCに渡した部分に関しては、むしろある種区分けをして、旅館をむしろ整理していくということをしごくやられ

ていて、実際に地域の中ではむしろ競争密度はあの時期下がっていて、非常に融資対象を絞り込み、再生しようというところに関しては産業再生機構に持ち込んでいただいて、私どもが出資をして再生するというをやっていますが、このときに多分旅館の部屋数だけでも相当当時は減少させています。むしろ供給調整をかなりやっていて、それを恐らく金融庁は明確に意識されていましたが、私どもの新決定基準の中にも過剰供給構造の是正を律するようというのがあったので、今おっしゃられたようなことというのは当時かなり意識してやっていたので、今、大山委員が言われたような懸念は、恐らく地元でも余り顕在化しなかったと理解します。ただ、くどいようですが、関係者はかなり意識していました。

○国谷委員 何か意識以外に書いたものはあるのですか、規程なり運用なり。

○富山委員 産業再生機構の法律の中には過剰供給構造の是正というのが明確に、あれは法律だったか附帯決議だったかに入っていたので、本件でいえば日光鬼怒川における旅館の総供給と総入込客数の関係は、完全に過剰供給構造になっていましたので、我々としては引受ける場合には、むしろそれを是正するという全体の枠組みはあの地域では必要でした。これはほとんどメインバンクが足利銀行でしたから、それが握れていないと申し訳ないけれども支援できませんよということが我々の言い分でもあったので、そこは割と面型で、RCCでむしろ破産清算処理をしていただく、我々の方で再生できるものは再生する、全体としては相当部屋数を減らすという、ある種面型で調整するという、そういう法律上の枠組みがあったのでできています。

○岸井座長 今回の過剰供給構造というのが競争政策とどう関連するかというのは、ちょっと微妙なところがあると思うのですけれども、それは置いておきまして、金融庁では具体的に銀行の破綻の処理をするときに、今、足利銀行ではいろいろ意識していたと言いましたけれども、市場の競争構造とかあるいは競争への影響というのを、何らかの形で考慮するというのを金融庁としてやっていらっしゃるのかどうか、その辺については是非お聞きしたいのですが。

○西田審議官 足利銀行は国有化して株式譲渡していますが、通常の金融整理管財人を派遣して破綻処理を行う場合は、事業譲渡というのが基本になります。それで、銀行法の審査基準の1つに、事業譲渡や合併が、金融機関相互間の適正な競争環境を阻害するなど金融秩序を乱すおそれがないものであることというのが、大きな審査基準として定められていますので、当然我々はそこを意識しながら受皿選定もやっていきますし、当然そういう競争を阻害しないような環境というのは意識しながら監督しています。

○岸井座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

○国谷委員 先ほど足利銀行の場合は、預金保険機構の保険料で全てを賄えたので、税金は使っていないということをおっしゃったのですが、今、保険料はどれぐらい総額で貯まっているのか、それから足利銀行はまだサイズが小さいのですが、大きな金融機関が倒れたときに保険料で賄えない場合は、どうなるのでしょうか。

○西田審議官 預金保険法が始まってから積み立ててきたのですが、途中で金融危機が起こって大きく使って、一時、4兆円ぐらいの赤字になったのです。その時代には政府保証で借入金でやってきた。今、足元はそれも回復して2兆円ぐらい、2兆3000億円ぐらいまで回復してきております。それで今まさに2兆3000億円であって毎年積み立てていくのですが、正にプラスになったので金融機関との間で、今、預金保険機構が、この保険料をどうするかという議論をやっているところでございます。

○富山委員 補足質問をすると、あの時点においてはやや危機的状況だったので、政府保証枠全体で大体60兆円用意して、交付国債で10兆円で、70兆円をある意味では違う枠で用意しているのもありなののでしょうか。

○西田審議官 そうです。ですから当時、全額を保護しないと信用秩序が保てないということで交付国債を発行していただいて、その都度ペイオフコスト、1000万円を超える預金を保護するために幾ら必要かということを経算して、それを金銭贈与に上乗せして払っています。その結果として交付国債は10兆円ぐらい使っていますので、そういう意味では国が負担しているというのが10兆円ぐらいあるということです。

○国谷委員 預金保険機構は全ての銀行がメンバーでないといけないのですか。

○西田審議官 銀行法の免許を取っている銀行、あるいは信用金庫、信用組合も含めて全ての金融機関、預金を取り扱っているところは全てです。それから農林系統は貯金保険機構という組織が別途あります。

○国谷委員 全てのメンバーが、保険料を積み立てていると、カルテルのようにもみえるのですが。金融には特別なリスクがありますから、聖域だという感覚もあるのですが、公正取引委員会から意見を聞いて調整するようなことは、あるのですか。

○西田審議官 例えばある地域に2つの銀行があり、それが合併するという場合には、当事者たる銀行が、当然公正取引委員会と事前協議を行い、問題がないことを確認できた段階で我々が認可を下ろすというような手続も踏んでおります。

○上村委員 本当はJALのときの第三者割当てのような話をとったのですけれども、金融

庁は、未公開株について非常に厳格な規制をしてきたところですから、金融庁にそんなことを聞くのは失礼かなと思いますが、ただ、あのようなときに国策優先ですので不公正取引の監督がしづらくなるのではないかという懸念もちょっとありますけれども、それは一応感想として申し上げておきます。

もうちょっと基礎理論的な話ですけれども、システミック・リスクというのは、これは銀行法では信用秩序の維持、預金者の保護と書いてあります。金融商品取引法では資本市場の機能の十全な発揮、それと投資者の保護と、こうなっているのです。つまりここで信用秩序とか資本市場の機能とかというのは、これはそこでの競争機能ですね。ですからそこでは参加者が皆平等な条件で、そして資本市場であれば、取引所であれば時間優先、価格優先でとかそのルールがちゃんと決まっていて価格形成される。競争価格がそこで形成されるということですので、つまり銀行や証券会社が担っている資本市場あるいは金融市場の競争機能という話と、業者間の競争というのと両方あって、恐らくシステミック・リスクを守るという発想は、業者はいつでもいいけど、システムは絶対守るということだろうと思うのです。つまり業者というかわゆる経営者だとか株主だとか、こういうのは関係ありません。証券会社の場合は、破綻処理する場合でも資本市場での価格形成とか機能は絶対に微動だにさせない。でも、業者は守られなくて別に構いませんと、ほかの人でも全然構いませんというそういう仕組みだろうと思うのです。

ですから、その意味では業者間の競争という面になると公正取引委員会との関係が出てきますけれども、金融市場の機能とか資本市場の機能は、私は前回も言ったのですけれども、まさにそれこそ競争機能の中核であって、したがって私の理解では独占禁止法が物とサービスの一般競争法だとすれば、金融商品取引法は金融商品とかあるいは有価証券とかそういうものについて特化した競争機能を守っている。そういう意味ではまさに業者間の競争だから公正取引委員会と相談していますという話と、むしろ独占禁止法との関係でいえばお互いに競争機能を維持するという点ではまさに全く同じ方向性を持った規制なので、ですからそこは分けて考える必要があると思います。ですから例えば預金保険を払うというのは、私は金融市場を守るために銀行として当然負担すべき費用だと思います。先ほどの足利銀行のようにほかの信用金庫との競争がどうかという話、これは業者間の競争ですよ。そこをちゃんと分けて、公正取引委員会との関係を理論的に整理しておいた方が良いと思います。こんな話を言ったら怒られるかもしれませんが、監督当局、つまり公正取引委員会と金融庁も目的を共有するものとしてその部分で協力的にやるというような仕組みもあり得るのではないかというのが、私の意見、感想

です。ですからどうも今の金融庁のお話を聞いていますと、どうも市場機能を中心に余り議論してなくて、ただ普通の金融取引に伴うリスクがあるからどうすると、そういう私法的といえますか取引規則的といえますか、そういう話をしているような気がするのです。私は共に市場規制としての立場を理論として確認することが必要ではないか思います。

もう1つはそれと関連しますけれども、銀行が破綻した場合と証券会社が破綻した場合、私は全然性格が違うと思うのです。つまり預金というのは分別管理して返すわけにいかないのです。でも、証券会社の投資判断の前提になっている有価証券とか現金というのは、これは分別保管して、そしていざとなれば返すことができるものなのです。ですから分別保管が完璧にできていれば、極端に言えばこれは投資者保護基金は要らないのではないかというぐらいの世界だと思うのです。私は分別保管をしていないという違法行為があるからそういう事態になっているのにペイオフしますというのは、ちょっとおかしいのではないかと前から思っています。今すぐやめろとは申しませんが、いずれにしても全然違う性格を持っている。証券会社破綻については、分別保管を徹底すれば、投資者保護基金のあれは500億円ぐらい積み立てていると思いますけれども、どんどん必要なくなってくるのです。ですから金融庁は両方担当されていますので、その辺の考え方も区別して整理する必要があるのではないかというのが私の意見です。

○西田審議官 どうもありがとうございます。

○岸井座長 それでは、ほかにいかがですか。

○白石委員 金融機関同士の競争という意味では、合併とか事業譲渡の規定というのも大事だと思いますけれども、それ以外に、公的支援を受けている金融機関が、その支援を受けていることをいいことにアグレッシブにほかの金融機関のお客さんを奪いにいくとか、そういう問題もあり得ると思うのですけれども、先ほど足利銀行の方が特に注意して意識してやっておられたと御紹介があった点は、そういう問題を含めて意を用いておられたということなのか。

○西田審議官 正にそうだと思いますし、我々自身もそこは、破綻処理がかえって公的な信頼を持って補完されて優位な競争に立つということは、避けなければならないと思っていますから、そこは我々の監督としてもそういう意識を持ってやっているし、当時選んだ、指名させていただいた経営陣も、そういった意識の下で業務をやられていたということでございます。

○青柳委員 そういった慎重な態度というものを担保するような法的な根拠というのは何かあるのでしょうか。

○西田審議官 あくまでも足利銀行は銀行法に基づく銀行ですし、国が大株主として経営権を持っているわけですので、そういった業務を株主あるいは監督の権限の中で運用していくということだと思っています。業務の適切な運用を確保するという観点が銀行法の中にも書いてあります。

○青柳委員 仮にアグレッシブな形での営業を行ったと、そういう場合には金融庁から何か。

○西田審議官 それは銀行法の中に、業務運営が不適切と認められる場合には報告徴求権もありますし、それを超えて業務改善命令という処分権もありますので、当然そういった業務運営が認められれば、重大だと認められれば、その法に照らしてそういった命令を発動することは枠組みとしてはあります。

○国谷委員 株主権を持っていなくても銀行法の下でできるわけですか。

○西田審議官 できます。

○富山委員 株主権は持っているのですよね。

○西田審議官 そうです。100%株主として。

○岸井座長 規制がなかった場合でも株主権でいろいろ縛る手段というのは、いろいろな経営計画、再建計画の内容を通じてチェックするということはやっぴらっしゃるのですよね。

○西田審議官 先ほど言った預金保険法の中で定められている規定を使っていくということです。計画を策定することを命ずるとか、相手から報告を求める、場合によっては行政上必要な措置を命ずることもできるような規定になっています。

○岸井座長 わかりました。ありがとうございます。

それじゃ、よろしいですか。では、いろいろまだ話も尽きないと思いますけれども、時間になりましたのでこの辺りにしたいと思います。金融庁様、本日はご協力いただきましてどうもありがとうございました。

○西田審議官 どうもありがとうございました。

(説明者 退室)

○岸井座長 活発な議論で大変有意義な会議でありました。

最後に、研究会の今後のスケジュールについて事務局からの説明をお願いいたします。

○片桐調整課長 まず次回の会合の日程でございますけれども、9月25日木曜日になりますが、10時からの開催とさせていただきます。それで場所等につきましては追って御連絡を差し上げたいと考えております。

それから次回のこの会合におきましても、今後具体的な議論を行っていくに当たって、関係

者からのヒアリングを行いたいと考えております。ヒアリングの対象につきましては、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、そして株式会社足利銀行からヒアリングをすることを予定しております。

以上でございます。

○岸井座長 それでは、次回の会合はそうにさせていただきます。

本日の会合は、これにて閉会ということにさせていただきます。どうもありがとうございました。長い間ありがとうございました。